

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社東日本銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「口座振替による収納事務」に改め、同表株式会社東京スター銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。